

東京の木多摩産材認証制度実施要領

(趣旨)

第1条

この要領は、多摩産材認証協議会(以下「協議会」という。)が、多摩産材認証協議会規約第3条の(1)に規定する多摩産材認証制度の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(認証)

第2条

多摩産材認証制度は、東京多摩地域で生育し、適正に管理された森林及び公的に伐採する森林から生産された木材の产地証明を行うものである。

(対象森林)

第3条

第2条に規定する森林は、次のとおりとする。

- (1)森林経営計画の認定を受けた森林
- (2)東京都が実施する森林循環促進事業の対象森林
- (3)東京都が実施する森林再生事業の対象森林
- (4)市町村が実施する日照権等の対象森林
- (5)公共事業等の対象森林
- (6)その他協議会が適切と認めた森林

(認証材)

第4条

認証材は、第3条の森林から生産された木材で、生産から販売までの全ての流通過程で、多摩産材認証登録事業者(以下「登録事業者」という。)が扱う木材及び木材製品をいう。名称は「東京の木多摩産材」とする。

2 認証材とは、販売に際し第 25 条の(4)の②に規定する証明書類が添付された木材及び木材製品をいう。

(登録事業者)

第5条

登録事業者は、「多摩産材認証登録事業者認定基準」(別紙1)に合致し、協議会に登

録事業者として認定された者をいう。

2 登録事業者の行動指針は、「多摩産材認証制度理念」(別紙3)のとおりとする。

(登録事業者の責務)

第6条

登録事業者は、それぞれの立場で持続可能な林業経営が行われる環境づくりに努めなければならない。

2 利用事業者及び消費者との間に生じた諸問題については、当事者間で解決を図らなければならない。

3 第26条に基づき協議会が行う検査に協力しなければならない。

(登録事業者の認定要件)

第7条

登録事業者の認定を受けるには、第5条に定める登録事業者の要件ほか、次の各項の要件を満たすものとする。

- (1)既登録事業者(同一業種)の少なくとも一者の「推薦書」(別紙4)
- (2)過去2年間の多摩産材(認証材含む)の取扱実績
- (3)製材業者は分別管理の場所とその方法が定められていること。
- (4)入出荷、在庫に関する情報が管理簿等により把握できること。
- (5)関係書類を5年間保存すること。
- (6)本取組の責任者が1名以上選任されていること。

(登録事業者の範囲)

第8条

登録事業者として認定される者は、森林所有者、素材生産業者、原木市場、製材業者とする。

2 前項の複数の業務を行う者は、業務毎の登録事業者の認定を受けなければならない。

(登録事業者の認定申請)

第9条

登録事業者の認定を受けようとする者は、申請書等に必要事項を記載し、協議会に提出する。

- (1)森林所有者 (申請書 様式第1号)
- (2)素材生産業者、原木市場、製材業者 (申請書 様式第1号)
- (誓約書 様式第3号)

(推薦書 別紙4)

(登録事業者の認定)

第 10 条

審査委員会は、審査の結果を協議会に報告し、協議会は、登録事業者として認定する場合は、認定事業者台帳に記載するとともに、「多摩産材認証登録事業者認定書」(様式第5号)により、申請者に通知する。

2 登録事業者認定を受けた事業者は、「多摩産材認証制度に関わる認定料等の徴収規程」(別紙11)に基づき、速やかに認定料を納付する。

(登録事業者認定の有効期間)

第 11 条

登録事業者認定の有効期間は1年間とする。なお、第12条に規定する認定の抹消及び第13条に規定する認定の取消しがない限り、次年度以降も自動的に継続される。

(登録事業者認定の抹消)

第 12 条

登録事業者が認定を抹消したいときは、「多摩産材認証登録事業者抹消届出書」(様式第7号)を協議会に提出する。

2 協議会は、前項の届出があったときは、登録事業者の認定の抹消を行い、認定事業者台帳から削除する。

(登録事業者認定の取消し)

第 13 条

協議会は、登録事業者が次のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことが出来る。

- (1)認定申請書、確認書等の記載に虚偽があったとき。
- (2)登録事業者が、第5条、第6条及び第7条の要件に適合しなくなったとき。
- (3)認定料・認定更新料を納付しない場合
- (4)登録事業者が、不適切な行為等を行った場合は改善のための必要な指導を行い、改善することが出来ない場合は登録事業者の認定を取り消す。

(5)認定を取り消された事業者は、取り消し後1年間は再認定を受けることが出来ない。

2 協議会は、前項の規定に基づき登録事業者の認定を取り消すときは、「多摩産材認証登録事業者取消通知書」(様式第9号)により登録事業者に通知する。

(利用事業者)

第 14 条

利用事業者は、「多摩産材認証利用事業者認定基準」(別紙2)に合致し、協議会に利用事業者として認定された者をいう。

2 利用事業者の行動指針は、「多摩産材認証制度理念」(別紙3)のとおりとする。

(利用事業者の責務)

第 15 条

利用事業者は、それぞれの立場で持続可能な林業経営が行われる環境づくりに努めなければならない。

2 登録事業者及び消費者との間に生じた諸問題については、当事者間で解決を図らなければならない。

3 第 26 条に基づき協議会が行う検査に協力しなければならない。

(利用事業者の認定要件)

第 16 条

利用事業者の認定を受けるには、第 14 条に定める利用事業者の要件他、次の各項の要件を満たすものとする。

- (1)申請者と直接若しくは間接的に多摩産材に係る取引実績若しくは取引予定のある登録事業者(製材業者)の少なくとも一者からの「推薦書」(別紙5)
- (2)多摩産材の入荷、商品等の製造、販売、在庫に関する情報が管理簿等により把握できること。
- (3)多摩産材を使用しない商品等と分別管理の場所と方法が定められていること。
- (4)関係書類を5年間保存すること。
- (5)本取組の責任者が1名以上選任されていること。
- (6)日本国内に当該商品を製造する工場若しくは販売する店舗を有する者

(利用事業者の範囲)

第 17 条

利用事業者として認定される者は、多摩産材を使用した商品等(丸太等の素材や製品は除く。)を製造若しくは販売する事業者とする。

- (1) 木材加工事業者
- (2) 工務店等施工事業者
- (3) 木材の中間加工事業者
- (4) 木材製品の最終販売事業者
- (5) その他、木材を加工・製造若しくは販売等をする事業者

2 前項商品等の製造若しくは販売する登録事業者は、利用事業者の認定を受けなければならない。

(利用事業者認定申請)

第 18 条

利用事業者の認定を受けようとする者は、申請書等に必要事項を記載し、協議会に提出する。

(申請書 様式第2号)

(誓約書 様式第4号)

(推薦書 別紙4)

(利用事業者の認定)

第 19 条

審査委員会は、審査の結果を協議会に報告し、協議会は、利用事業者として認定する場合は利用事業者台帳に記載するとともに、「多摩産材認証利用事業者認定書」(様式第6号)により、申請者に通知する。

2 利用事業者認定を受けた事業者は、「多摩産材認証制度に関する認定料等の徴収規程」(別紙11)に基づき、速やかに認定料を納付する。

(利用事業者認定の有効期間)

第 20 条

利用事業者認定の有効期間は1年間とする。なお、第 21 条に規定する利用事業者認定の抹消及び第 22 条に規定する利用事業者認定の取消しがない限り、次年度以降も自動的に継続される。

(利用事業者認定の抹消)

第 21 条

利用事業者が認定を抹消したいときは、「多摩産材認証利用事業者抹消届出書」(様式第8号)を協議会に提出する。

2 協議会は、前項の届出があったときは、利用事業者の認定の抹消を行い、認定事業者台帳から削除する。

(利用事業者認定の取消し)

第 22 条

協議会は、利用事業者が次のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

- (1)認定申請書、確認書等の記載に虚偽があつたとき。
- (2)利用事業者が、第14条、第15条及び第16条の要件に適合しなくなったとき。
- (3)認定料・更新料を納付しない場合
- (4)利用事業者が、不適切な行為等を行つた場合は改善のための必要な指導を行い、改善することが出来ない場合は登録を取り消す。
- (5)認定を取り消された事業者は、取り消し後1年間は再認定をすることができない。

2 協議会は、前項の規定に基づき認定を取り消すときは、「多摩産材認証利用事業者取消通知書」(様式第10号)により利用事業者に通知する。

(審査委員会)

第23条

協議会は、本実施要領に基づく事業者の認定等を審査するため、審査委員会を設ける。

(審査委員会の責務)

第24条

審査委員会は、次の各項の審査を行う。

- (1)事業者が登録若しくは利用の認定申請する際の審査及びその可否
- (2)実施要領第3条の(6)「その他協議会が適切と認めた森林」の審査
- (3)実施要領第13条「登録事業者認定の取消し」に関する審査及びその可否
- (4)実施要領第22条「利用事業者認定の取消し」に関する審査及びその可否
- (4)実施要領第26条の検査
- (5)その他疑義のある場合の審査

(多摩産材の認証)

第25条

多摩産材の認証については、認定された各業種の登録事業者及び利用事業者の責任において行う。

(1)森林所有者

- ①多摩産材を供給するときは、「多摩産材認証確認書」(様式第11号)により、協議会の承認を受ける。
また、協議会が承認する際に求められた場合は、関係書類を提出する。

(2)素材生産業者

- ①協議会の承認を受けた「多摩産材認証確認書」(様式第11号)を森林所有者から受け取り、必要事項を記入し出荷先(登録事業者)に提出する。
- ②生産した素材の木口に協議会が定めた「刻印」(別紙4)を附す。

③刻印は、「多摩産材認証刻印貸与申請書」(様式第12号)により、あらかじめ協議会から貸与を受ける。

④登録事業者の抹消を届け出たとき又は取消しを受けたときは、速やかに協議会に刻印を返納する。

(3)原木市場

①荷主(登録事業者)から提出された「多摩産材認証確認書」(様式第11号)を受領し必要事項を記入する。

②集荷した原木の伝票に多摩産材の事項を表示する。

③買い方(登録事業者)に原木市場が発行する出荷確認書を提出する。

④①で受領した「多摩産材認証確認書」(様式第11号)は、協議会に提出する。

⑤多摩産材の取扱量を、少なくとも年1回協議会に報告する。

また、協議会から取扱量について報告を求められた場合は、その都度提出する。

(4)製材業者

①原木市場(登録事業者)から多摩産材であることが表示された出荷確認書を受領する。また、素材生産業者(登録事業者)から買い付けた場合は、「多摩産材認証確認書」(様式第11号)を受領し必要事項を記入する。

②多摩産材を販売するときは、既存の出荷伝票に多摩産材証明印(「多摩産材証明印規格」(別紙7))を押印するとともに、①で受領し必要事項を記入した原木市場が発行する出荷確認書の写し又は多摩産材認証確認書の写しを添えて販売先(大工・工務店等)に提出する。

③多摩産材証明印は、あらかじめ協議会から貸与を受ける。

④登録事業者の抹消を届け出たとき又は取消しを受けたときは、速やかに協議会に多摩産材証明印を返納する。

⑤製品を、多摩産材認証材として販売する場合は、協議会から購入した「認証シール(マーク)」(別紙8)を商品に貼付する。また、シールの管理は適正に行う。

⑥①で受領し必要事項を記入した「出荷確認書」又は「多摩産材認証確認書」(様式第11号)は、協議会に提出する。

⑦多摩産材の取扱量を、少なくとも年1回協議会へ報告する。

また、協議会から取扱量について報告を求められた場合は、その都度提出する。

(5)利用事業者

①製材業者(登録事業者)から多摩産材であることが表示された出荷確認書の写し、若しくは「多摩産材認証確認書」(様式第11号)の写しを受領し、必要事項を記入する。

②多摩産材を使った商品を販売するときは、必要事項を記入した①の写しを2部作成し、販売先に提出するとともに保管をする。また、必要事項を記入した①を協議会に

提出する。

- ③多摩産材を使った商品を加工・製造するときは、「とうきょうの木」愛称マーク(別紙9)を商品に印刷する。また、愛称マークの使用は、「『とうきょうの木』愛称マーク使用規格」及び「『とうきょうの木』愛称マーク使用規則」に従い適正に行う。
- ④「『とうきょうの木』愛称マーク使用規則」に基づく「とうきょうの木」愛称マークの使用承認を協議会からあらかじめ受けておく。
- ⑤多摩産材の原材料などの調達量及び調達元、商品の製造量、販売量及び販売先を、少なくとも年1回協議会に報告する。また、協議会から調達量等の報告を求められた場合は、その都度、報告する。

(検査)

第 26 条

協議会は、この制度の適切な運用を確認するため、「多摩産材認証制度検査実施内規」(別紙 10)に基づき検査を行う。

2 協議会は、検査を第三者に委託することができる。

(認定料・手数料等)

第 27 条

認証制度に関する認定料、更新認定料及びシール販売手数料等は「多摩産材認証制度に関する認定料等の徴収規程」(別紙 11)による。

附則

この要領は、平成 18 年 2 月 23 日から施行する。

附則

この要領は、平成 20 年 12 月 8 日から施行する。

附則

この要領は、平成 21 年 8 月 7 日から施行する。

附則

この要領は、平成 24 年 12 月 21 日から施行する。

附則

この要領は、平成 25 年 7 月 11 日から施行する。

附則

この要領は、平成 29 年 7 月 13 日から施行する。

附則

この要領は、令和4年3月15日から施行する。